

お客さま各位

ガス料金改定と原料費調整制度導入のお知らせ

このたび上田ガスでは**平成 22 年 1 月 1 日**から
「**ガス料金の改定**」と「**原料費調整度の導入**」を実施いたします。

ごあいさつ

日頃は上田ガスをご利用いただき誠にありがとうございます。弊社はクリーンで環境にやさしい都市ガスを「より安く、安定して、安全に供給する」ことをモットーとして供給させていただいております。

このたび弊社では、平成 22 年 1 月 1 日から天然ガス原料価格が引き上げられることに伴う原価の見直しを行い、関東経済産業局の厳正なる審査をうけ、平成 21 年 12 月 10 日に料金改定の認可をもらいました。この認可によるガス料金の改定（値上げ）を実施させていただくと共に、原料である国産天然ガスに外国産輸入 LNG（液化天然ガス）が混入されることに伴って、原料費調整制度の導入を実施させていただきます。

弊社では平成元年に値下げ改定を実施、以降 2 度の値下げ改定を行い、長年にわたり全国でも屈指の低価格で都市ガスを供給させていただいておりましたが、今回の原料価格の引き上げ分は、弊社企業努力だけではどうしても吸収することができず、このまま現行ガス料金の維持といたしますと、ガスの安定供給や保安の確保等、公益事業者としての社会的責務を果たしていくことができません。そのためやむを得ずガス料金の値上げ改定を実施させていただくものです。

今回の改定にあたりましては、月間平均的使用量が 40 m³ご使用のお客さまでは現行 4,573 円が新料金では 4,788 円*となり、1 か月 215 円の値上がりとなります。この料金はさらなる経営合理化・効率化を進めることで原価を圧縮し、原料費値上げ分を 34% 抑えたガス料金になっております。

お客さまにはご負担をおかけいたしまして誠に恐縮でございますが、今後もお客さまが安心して都市ガスをお使いいただけるよう努力して参りますので、何卒引き続き弊社が供給する天然ガスをご利用くださいますよう、お願い申し上げます。

※原料費調整は適用しておりません。
原料費調整については内側の説明をご参照ください。

← **うら側にガス料金の計算方法があります。**

内側に原料費調整制度の説明があります。 →

■上田ガスが供給する都市ガスについて

上田ガスが供給する都市ガスはクリーンな天然ガスが原料です。

ガスを燃焼した場合、硫黄酸化物やばいじんの発生がありません。

地球温暖化を招く二酸化炭素や、大気汚染・酸性雨の原因となる窒素酸化物の排出量も石油や石炭に比べて最も少なく、環境にやさしいエネルギーです。

また、電気は発電時・送電時には 60% のエネルギーロスが発生していますが、ガスはパイプラインによって 100% のエネルギーをお客さまにお届けしています。



お問い合わせ先

上田ガス 電話 **22-0454**

原料費調整制度のご案内

平成 22 年 1 月 1 日から「原料費調整制度」が導入されます。

Q1 「原料費調整」とは何ですか…？

「原料費調整」とは、都市ガスの原料である LNG（液化天然ガス）の価格変動に応じて、ガス料金を調整するしくみです。大都市近郊ガス会社や電力会社では原料・発電のための燃料として LNG を使用しており、すでに原料費（燃料費）調整制度を運用しています。

■一般契約ガス料金の計算方法（裏面もご参照ください）

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金} + \underbrace{(\text{基準単位料金}^{※1} \pm \text{原料費調整額}^{※2})}_{\text{調整単位料金}} \times \text{ご使用量}$$

- ※1 基準単位料金とは、関東経済産業局から認可を受けたガス 1 m³あたりの単価であって、原料費の価格変動がない場合は基準単位料金をそのまま用います。
- ※2 原料費調整額とは、輸入した LNG の価格変動（原料価格変動）をガス料金へ反映するための金額であって、調整後の金額を「調整単位料金」といいます。

Q2 なぜ「原料費調整制度」を導入するのですか…？

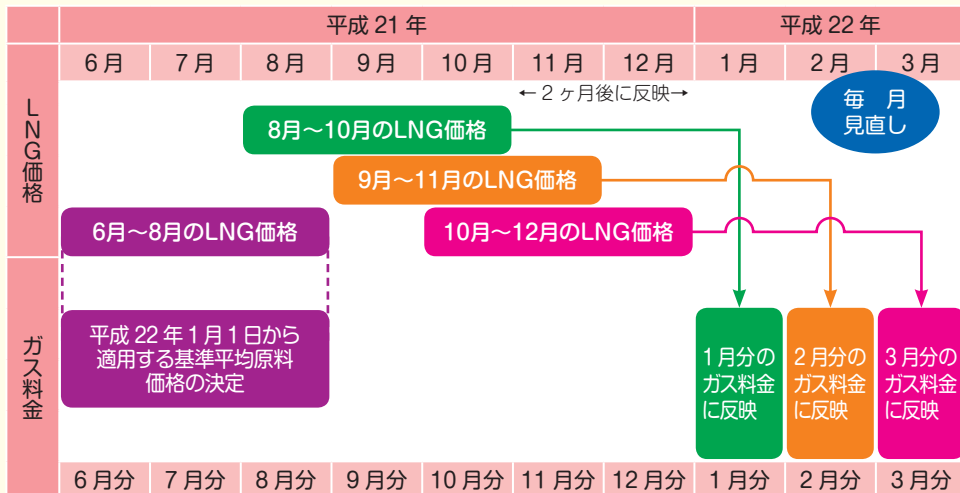
上田ガスは帝国石油株式会社（現：国際石油開発帝石株式会社）が新潟県から東京まで布設したガスパイプラインから、昭和 37 年に国産天然ガス受入を開始以来、新潟県で産出する国産天然ガスをお客さまに供給させていただいておりましたが、昨今の天然ガス需要増に対応するため、国際石油開発帝石株式会社では平成 22 年 1 月 1 日から国産天然ガスに外国産の輸入 LNG を混入することになりました。輸入 LNG は原油と同様に価格が変動するため、この変動分をガス料金に反映させていただくものです。

Q3 他にポイントはありますか…？

1. 国際石油開発帝石株式会社では平成 22 年 1 月 1 日からガス全体の 27% を輸入 LNG とします。上田ガスではその 27% の部分に対して調整を実施します。
2. 基準とした LNG の価格（「基準平均原料価格」といいます）は、平成 21 年 6 月～8 月の 3 か月の平均原料価格です。その金額に対して LNG 価格が変動するごとに毎月調整を行います。変動がない場合には調整は行いません。
3. 基準平均原料価格に対し、実績平均価格が 1.6 倍を上回る部分は調整を行いません。なお、調整の下限はありません。
4. LNG 価格変動に伴う料金への反映（調整）は毎月実施しますが、調整金額は検針票にてお客さまにお知らせするとともに、店頭掲示や上田ガスホームページに掲載いたします。

Q4

原料価格変動に対する料金の調整の時期は…?



調整の基準となる LNG 価格は平成 21 年 6 月～ 8 月の 3 か月間の平均価格の 27% の金額です。

LNG の 3 か月平均価格の 27% の金額を基準平均原料価格と比較し、2 か月後に毎月反映いたします。

Q5

検針票は変わりますか…?

現在の様式と変わりませんが、当月調整単位料金と次月調整単位料金をお知らせいたします。ご請求予定金額は調整済みの金額です。

適用となる料金表

変更前

適用区分(m ³)	基本料金(円)	単位料金(円)
0 ~ 24	756.00	97.44
25 ~ 242	882.00	92.29
243 ~	1,968.75	87.80

変更後 (調整単位料金の額は例です。)

適用区分(m ³)	基本料金(円)	調整単位料金(円)	
		当月	次月
0 ~ 24	756.00	104.23	104.20
25 ~ 242	924.00	97.23	97.20
243 ~	2,070.60	92.49	92.46

ガス料金についてのご説明に下記の文章が追加されます。

■原料費調整制度の適用

原料価格の変動により、調整単位料金を毎月見直しいたします。算定基準となる原料価格は弊社店頭に掲示いたします。

ガス料金の計算方法

上田ガスでは毎月検針をし、毎月口座振替またはお振込みをさせていただいております。

■一般契約料金（複数2部料金）

平成22年1月1日からの基本料金と基準単位数^{*1}です。いずれも消費税等相当額を含みます。

表1	適用区分使用量	基本料金	基準単位数
料金表A	0 m ³ ~ 24 m ³ まで	756.00円	103.60円
料金表B	25 m ³ ~ 242 m ³ まで	924.00円	96.60円
料金表C	243 m ³ ~	2,070.60円	91.86円

※1 基準単位数については内側の「原料費調整制度のご案内」をご参照ください。

■ガス料金の計算方法

①1月のガス料金の算定方法について

ガス料金（消費税等相当額を含みます）

= 12月31日までのガス料金（原料費調整なし）+ 1月1日以降のガス料金（原料費調整あり）

12月31日までのガス料金

= 12月31日までの基本料金 × $\frac{D}{D_1}$ + 12月31日までの単位数 × V_1 （小数点以下切り捨て）

1月1日以降のガス料金

= 新しい基本料金 × $\frac{D_2}{D}$ + 調整単位数^{*2} × V_2 （小数点以下切り捨て）

※2 平成21年8月から同10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位数です。1月は0.63円プラスになります。詳しくは内側の「原料費調整制度のご案内」と下の「1月の調整額について」をご参照ください。

Dとは12月の検針日の翌日から1月検針日までの日数です。

D₁とはDのうち12月に含まれる日数です。D₂とはDのうち1月に含まれる日数です。

V₁とは12月のご使用量です。この量は（全使用量 - V₂）です。

V₂とは1月のご使用量です。この量は（全使用量 × $\frac{D_2}{D}$ ）です。（小数点以下切り捨て）

なお、適用する料金表は、12月31日までの料金、1月1日からの料金とも、12月検針日の翌日から1月検針日までの使用量（全使用量）が表1の適用区分使用量のいずれかに該当するかにより判定いたします。

参考：12月31日までの基本料金と単位数です。いずれも消費税等相当額を含みます。

表2	適用区分使用量	基本料金	単位数
料金表A	0 m ³ ~ 24 m ³ まで	756.00円	97.44円
料金表B	25 m ³ ~ 242 m ³ まで	882.00円	92.29円
料金表C	243 m ³ ~	1,968.75円	87.80円

計算例：12月の検針日（10日）の翌日から1月の検針日（10日）まで、40 m³をお使いになった場合（検針日・使用量・ガス料金ご請求金額はお客さまごと異なります）。

1月1日以降のガス使用量 V₂ = 40 × $\frac{10}{31}$ = 12 m³（小数点以下切り捨て）

12月31日までのガス使用量 V₁ = 40 - 12 = 28 m³

12月31日までのガス料金 = 882 × $\frac{21}{31}$ + 92.29 × 28 = 3,181（小数点以下切り捨て）

1月1日以降のガス料金 = 924 × $\frac{10}{31}$ + 97.23 × 12 = 1,464（小数点以下切り捨て）

以上より、お支払いいただくガス料金は、4,645円です。（消費税等相当額を含みます。）

②2月以降のガス料金の算定方法について（適用の基本料金と基準単位数は表1です）

ガス料金 = 基本料金 + 調整単位数 × ご使用量（小数点以下の端数切り捨て・消費税相当額を含みます）

なお、2月の調整額は9月から11月の原料平均価格（12月末発表）に基づき算定いたします。

1月の調整額について（2月以降も算定方法は同じです。ただし、基準平均原料価格は変わりません。）

基準平均原料価格：10,040円（6月から8月の平均原料価格の27%）

8月から10月の平均原料価格の27%：10,870円

原料価格変動額：800円（10,870 - 10,040 = 830…100円未満切り捨て）

調整額：0.076 × 800 / 100 × 1.05 = 0.63（小数点第3位以下切り捨て）

（0.076は原料価格の価格変動100円につき、ガス1 m³あたり調整する金額です。）

1月の調整単位数は、料金表A：104.23円、料金表B：97.23円、料金表C：92.49円となります。